

子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1施行

背景

有害情報の氾濫等、子供・若者をめぐる環境の悪化
ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子供・若者の抱える問題の深刻化
従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

子供・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子供・若者育成支援施策を推進
社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を支援するためのネットワーク整備

子供・若者育成支援施策を推進するための
枠組みづくり

[国]

[地方公共団体]

子ども・若者育成
支援推進大綱

勸案

都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・関係機関等：各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
〔相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善
修学・就業 知識技能の習得 等の支援〕
- ・地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
└ 調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等との連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援

策定

子ども・若者育成
支援推進本部
(本部長：総理)

基本理念

国の基本的な施策等

- ・各関連分野における施策の総合的な実施
- ・国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・社会環境の整備
- ・子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・年次報告の作成公表

保護観察所、少年鑑別所(地域援助)、
少年サポートセンター等

地域若者サポートステーション、
合宿型自立支援プログラム実施団体、

ハローワーク、
職業訓練機関等

企業・学校

団体・NPO

保健所、精神保健
福祉センター等

教育委員会等

〔矯正、更生保護等〕
心理相談等

〔雇用〕
職業的自立・就業支援

〔福祉〕
生活環境改善

〔教育〕
修学支援

〔保健、医療〕
医療及び療養支援

子ども・若者
総合相談センター
(子供・若者に関する
相談窓口)

子供・若者に関する
様々な相談事項

指定支援機関
連 携
調整機関
子ども・若者支援
地域協議会

円滑な社会生活
(就業・修学等)

地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

地域における子供・若者育成支援ネットワーク
(イメージ)